

労働保険の加入手続きはお済ですか

労働保険とは

労働者災害補償保険(一般に「労災保険」といいます。)と雇用保険とを総称した言葉であり、保険給付は両保険制度で別個に行われていますが、保険料の徴収等については、両保険は労働保険として、原則的に、一体のものとして取り扱われています。労働保険は、農林水産の事業の一部を除き、労働者を一人でも雇っていれば適用事業となり、その事業主は成立手続きを行い、労働保険料を納付しなければならないことになっています。

労災保険とは

労働者が業務上の事由又は通勤によって負傷したり、病気に見舞われたり、あるいは不幸にも死亡された場合に被災労働者や遺族を保護するため必要な保険給付を行うものです。また、労働者の社会復帰の促進など、労働者の福祉の増進を図るための事業も行っています。

雇用保険とは

労働者が失業した場合及び労働者について雇用の継続が困難となる事由が生じた場合に、労働者の生活及び雇用の安定を図るとともに、再就職を促進するため必要な給付を行うものです。また、失業の予防、労働者の能力開発及び向上その他労働者の福祉の増進を図るための事業も行っています。

労働保険の加入手続

労働保険に加入するには、まず労働保険の保険関係成立届を所轄の労働基準監督署又は公共職業安定所に提出します。そして、その年度分の労働保険料(保険関係が成立した日からその年度の末日までに労働者に支払う賃金の総額の見込額に保険料率を乗じて得た額となります。)を概算保険料として申告・納付していただくことになります。



加入手続きを怠っていた場合 で 労働災害が発生した場合

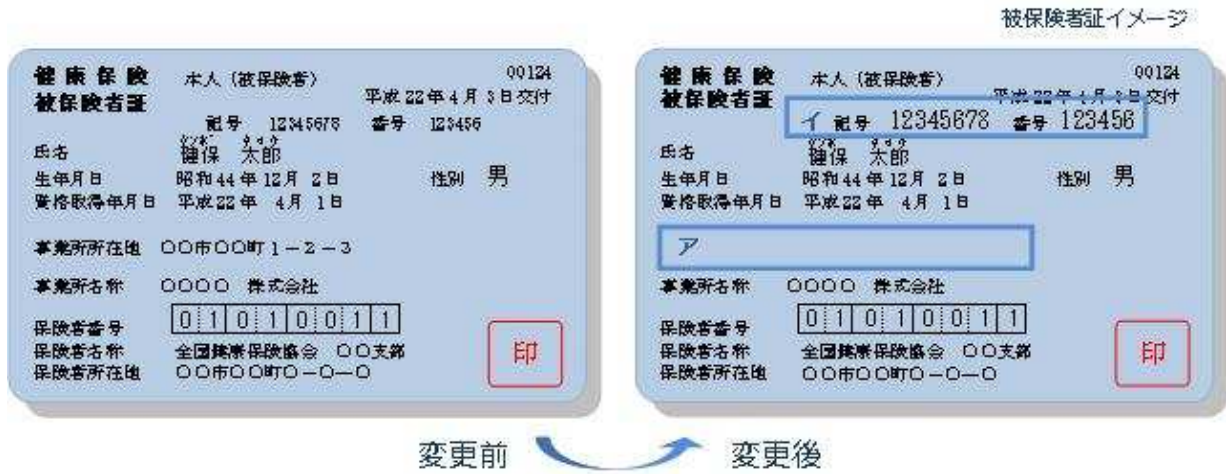
- さかのぼって労働保険が徴収されます
- 労災給付に要した費用の一部又は全部の費用が徴収されます

全国健康保険協会 事業主の皆様へ「被保険者証の記載事項が変わります」 協会けんぽ

健康保険法施行規則及び船員保険法施行規則の一部改正に伴い、協会けんぽが発行する被保険者証の記載事項を変更することになりました。なお、すでに発行している被保険者証の更新(差し替え)はありません。

《変更時期》 平成23年4月1日から

《変更内容》
ア 事業所所在地の表示がなくなります。
イ 記号・番号の表示が大きくなります。



《発行済の被保険者証》

平成23年4月1日以降に発行する被保険者証から記載事項が変更となります。すでに発行されている被保険者証の更新(差し替え)はありません。(すでに発行済の被保険者証は従来どおり使用できます。)

《事業所の名称・所在地変更》

事業所名称等が変更となった場合の被保険者証の差し替えは次のとおりとなります。

- | | |
|------------------|--|
| ア 事業所名称の変更 | 被保険者証の差し替えを行います。 |
| イ 同一都道府県内での所在地変更 | 被保険者証の差し替えはありません。 |
| ウ 他の都道府県への所在地変更 | 管轄する協会支部が変わり、被保険者証の記号などの変更となりますので、被保険者証の差し替えを行います。 |

3 協会けんぽで発行する被保険者証の表示方法について

被保険者証の「事業所名称」及び「事業所所在地」(またはいずれかの一方)は、保険者の判断で引き続き記載しても良いことになっています。協会けんぽで発行する被保険者証は、事業所名称をそのまま残すこととしています。そのため、事業所名称に変更があった場合は、従来通り、被保険者証の差し替えを行います。また、被保険者証の記号番号(数字)を見やすくするため、文字の表示を大きくします。

詳しくは 全国健康保険協会奈良支部 までお問い合わせください。

〒630-8535 奈良市大宮町7-1-3 3 奈良センタービル6階 TEL: 0742-30-3700 (代表)